

ちば創業応援助成金交付要領第3条 別表

助成対象者	創業を予定する者及び中小企業者（ただし、創業して5年未満の者）で、市町村の特定創業支援事業に参加し証明書の発行を受けた者、又は、千葉県内の公的インキュベーション施設（コワーキングスペースを除く）に入居している者
助成対象事業	先進的なアイデアや研究開発成果に基づく事業化、地域課題の解決などの社会生活や産業社会へのインパクトを有する事業等
助成対象経費	ア 設立登記費等 イ 広報費（※） ウ 店舗借入費（家賃限定、管理費・共益費等は除く。） エ 原材料・消耗品費 オ 設備費（機械装置又は工具器具の調達費用、リース・レンタル可。） （汎用性が高く使用目的が特定されないものを除く。） カ 外注加工費 キ 専門家謝金・旅費 ク 委託費（補助対象経費合計額の50%以内） ケ 事務費（会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費等） コ 産業財産権等関連経費 サ その他理事長が特に必要と認める経費 ※展示会出展経費の場合は小間代限定で助成対象経費合計額の30%以内
助成限度額	100万円
助成率	助成対象経費の2分の1以内
助成対象期間	1年以内